

第4回「自動運転車の安全性能確保策に関する検討会」 議事要旨

日 時：令和7年3月3日（月）15：00 ～ 17：00

場 所：デロイトトーマツコンサルティング合同会社別館（新東京ビル）
セミナールーム 706DEF

出席者：廣瀬座長、浦手委員、加藤委員、木村委員、匂坂委員、佐藤委員、
須田委員、中川委員、原田委員（座長以下、五十音順）

概 要

事務局より「第3回検討会における各論点に対する委員の主なご意見」、「自動運転車の安全性能確保策に関する検討会報告書（案）」を説明後、委員より以下の発言があった。

- モニタリングを行い、不具合情報等の重大な安全性に関する内容があれば、適宜、技術基準を見直すことを検討するという点については、事故調査情報もベースにするという点もガイドライン上で明確化して欲しい。
- 検討会の報告書（案）について、ガイドラインの見直しを含めて、是非この方向性で進めてほしい。
- 安全確保に係る基本的な考え方①「自動運転車は、道路交通法を遵守する」に関しては、道路交通法厳守を厳格に求めた場合、例外的に円滑な交通を阻害する恐れがある。例えば、実際に自動運転車が都市部を無人で運行することになれば、道路交通法36条・38条・42条などに該当する場面は日常的に起こり得ることから、こういった時に、自動運転車はどのように対処すべきか、今後、検討を行っていくことが非常に重要と考える。
- 安全確保に関する基本的な考え方①「自動運転車は、道路交通法を遵守する」に関し、国際的にも、国連文書においては、そのように規定されていることから、日本のみが一部でも遵守しなくてよいものがあるとするのは困難と考えるので、現状の記載でよいと思う。また、※印部分として、「今後の国際議論等を踏まえ、関係省庁と連携した議論が必要。」との記載もあるので、原則は遵守することを前提に、自動運転車において道路交通法の遵守について一部緩和が認められる等の議論が国内でできれば、うまく活用していくのが良いと考える。

- 製作者等と認可当局による継続的な安全性向上の取り組みについて車両に不具合が発生した場合に、保安基準不適合としてリコール等の対象とすべきか、保安基準不適合ではないが保安基準自体を見直す方向性とするのか、の2つの対応が考えられるところ、今後、実際に対応が求められるケースが生じた際には、適切な運用をお願いしたい。
- モニタリング等の仕組みにおける報告義務に関しては、今後、海外製作者と国内サービス事業者が連携してサービスを提供するようなビジネスモデルが想定される中、海外の自動運行装置製作者ではなく、国内サービス事業者が報告義務を負う主体になると考えられるので、適切な報告がなされるよう実効性を確保することが重要であり、適切な運用をお願いしたい。
- 評価基準の具体化について、ガイドライン上の「有能で注意深い人間ドライバー」については「習熟したドライバー」の実験データとなっているところ、これは二種免許やタクシードライバーのようなプロドライバーではなく、あくまで一般的な免許を有するドライバーのようなイメージと理解している。表現については共通の認識となるようにしていただきたい。
- シナリオベースの安全性評価手法の導入について記載がある一方、そのシナリオの安全性評価というものは、国土交通省もしくは第三者によって評価できるような仕組み（フレームワーク）についても開発・構築していくといった内容も記載されていると良い。
- 評価基準の具体化の審査について、ある程度の柔軟性を持たせつつ、一定明確化したクライテリアを設けることが重要である。事業者ごとにドライバーモデルの定義がなされている状況で、何が正しいかを可能な限り明確化する必要がある。

以上